

令和8年度 鳥取県農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設
運営評価委員会公募委員募集要項

1 趣旨

鳥取県農林水産部が所管する下表に掲げる公の施設の運営について、施設管理者の選定・審査を厳正かつ公平に行うため、鳥取県農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会の委員を募集します。

審査対象施設

施設名	施設所管課
鳥取県立とっとり花回廊	生産振興課

2 募集内容

(1) 募集人数

1名

(2) 応募資格

委員の公募に応募することができる方は、次の全ての要件を満たす方です。

- ア 県内在住の満18歳以上の方であること（令和8年4月1日現在）
- イ 県が設置する他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任する予定のない方
- ウ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと
- エ 県内で平日昼間に開催される委員会での審査をできる方
- オ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方
- カ 施設利用者の立場から助言ができる方であること

(3) 応募方法等

所定の応募用紙に、住所、氏名、生年月日、性別、連絡先、応募動機を記入して、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。

なお、様式は鳥取県農林水産部農林水産政策課のホームページからダウンロードできます。

(4) 選考方法

ア 応募資格を満たす方の中から、提出された書類に基づき書面審査を行い、委員を決定します。

イ 委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知します。

(5) 募集期間

令和8年3月13日から令和8年3月27日午後5時まで（必着）

(6) その他

ア 応募で提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しません。

イ 提出された書類は返却しないこととします。

ウ 委員に就任された場合、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。その職を退いた場合も同様とします。

エ 委員に就任された場合、氏名等を公表する場合があります。

3 応募・問合せ先

〒680-8570

鳥取市東町一丁目220番地（郵便番号の表記があれば住所は省略可能）

鳥取県農林水産部農林水産政策課農林水産業団体担当

電話 0857-26-7332

ファクシミリ 0857-26-8115

電子メール nourinsuisanseisaku@pref.tottori.lg.jp

URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/nourinsuisanseisaku/>

4 委員会の概要

(1) 審議事項 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条、第6条第2項並びに第22条第3項に規定する事項

(2) 構成 委員 4名（うち、公募委員 1名）

(3) 開催回数 2～3回程度

(4) 任期 任命の日から令和10年3月31日までの期間

(5) その他 県の規定に基づき、報酬及び旅費を支給します。